

リーディング育成企業等認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、リーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業（以下「リーディング育成企業等」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 リーディング育成企業の認定に必要な審査を行うため、リーディング育成企業認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関する事項については、別に定める。

(申請要件)

第3条 リーディング育成企業の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法に定める「中小企業者」であること。ただし、実質的に大企業が支配していると認められる者は除く。
- (2) 日本標準産業分類の大分類における製造業を主たる事業として行っていること、又は行う見込みがあること。又は、日本標準産業分類の大分類における情報通信業のうち、中分類における情報サービス業又はインターネット付随サービス業を主たる事業として行っていること、又は行う見込みがあること。
ただし、公序良俗に反する事業を行う等申請者として適切でない者であると県が判断したものを除く。
- (3) 本県内において、主たる事業活動を行っていること。
- (4) 本県内に現在事業所を有し、今後概ね10年間以上事業所を有し続ける見込みがあること。
- (5) 本県のリーディング企業となることを目指し、その計画を有していること。
- (6) 申請期間開始の前の日までに確定している決算状況において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でないこと。

ア 債務超過の状態にあること

イ 直近2営業期間連続で営業利益がマイナスであること

(申請期間)

第4条 リーディング育成企業の認定申請は、期間を定めて募集する。

(認定申請)

第5条 第3条の規定による申請要件を満たし、リーディング育成企業の認定を受けようとする者は、申請期間内に、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) リーディング育成企業認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 申請日までに確定している直近の決算に係る付加価値額・労働生産性算定表（別記第2号様式）
- (3) リーディング企業成長計画書（別記第3号様式）
- (4) 申請日までに確定している直近4営業期間の決算等に係る書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書、確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し）

(5) その他知事から提出を求められた書類

(不誠実行為の禁止)

第6条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なる内容を記載する等不誠実行為を行ってはならない。

(審査会への付託)

第7条 知事は、申請案件について申請内容が適正であるか調査のうえ、認定の審査を審査会に付託する。

(審査)

第8条 審査会は、付託された申請案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査の結果を知事に報告する。

(1) 申請者の成長可能性

(2) 申請者に提出したリーディング企業成長計画書の実現可能性

(3) その他審査会において審査が必要であると認めた事項

(4) 前3号を踏まえたリーディング育成企業認定の適否

(認定)

第9条 知事は、前条の規定による審査の結果に基づき、リーディング育成企業を認定するものとする。

(認定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による認定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更)

第11条 リーディング育成企業等は、前条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書（別記第4号の1様式）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、リーディング育成企業等は、前条の規定による通知を受けた後、申請した内容に著しい変更が生じるときは、変更が生じる以前に次の各号に掲げる書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 変更申請書（別記第4号の2様式）

(2) リーディング企業成長計画書（別記第3号様式）

(3) その他知事から提出を求められた書類

(変更の承認)

第12条 知事は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(変更の承認の通知)

第13条 知事は、前条第1項の規定による承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第14条 第9条の規定による認定の有効期間は、認定の日から、認定の日以後到来する各リーディング育成企業等の事業年度終了の日を10回経過した日までとする。ただし、令和3年（2021年）4月1日以降に認定した企業については、認定の日以後3カ月以内に事業年度終了の日が到来する場合は、11回経過した日までとする。
(集中支援期間)

第15条 第9条の規定により認定を受けた各リーディング育成企業等について、認定の日から、認定の日以後到来する各リーディング育成企業等の事業年度終了の日を4回経過した日までを集中支援期間とする。ただし、令和3年（2021年）4月1日以降に認定した企業については、認定の日以後3カ月以内に事業年度終了の日が到来する場合は、5回経過した日までとする。

(集中支援期間の延長)

第16条 リーディング育成企業が、前条の規定による集中支援期間の延長を希望するときは、集中支援期間が満了する日の1月前の日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

ただし、認定の日以後到来する各リーディング育成企業の事業年度終了の日を6回（令和3年（2021年）4月1日以降に認定した企業については、認定の日以後3カ月以内に事業年度終了の日が到来する場合は、7回）経過した日を越える集中支援期間の延長を希望することはできない。

- (1) 集中支援期間延長申請書（別記第5号様式）
- (2) リーディング企業成長計画書（別記第3号様式）
- (3) その他知事から提出を求められた書類

(集中支援期間の延長の承認)

第17条 知事は、前条の規定による集中支援期間延長申請書の提出があった場合において、集中支援期間を延長することが適正であると認めたときは、集中支援期間の延長を承認することができる。

2 知事は前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(集中支援期間の延長の承認の通知)

第18条 知事は、前条第1項の規定による承認を行ったときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(定期報告)

第19条 リーディング育成企業等は、認定の日以後、集中支援期間終了までの各事業年度に係る次の各号に定める書類を、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 定期報告書（別記第6号様式）
- (2) 進捗状況管理表（別記第7号様式）
- (3) 付加価値額・労働生産性算定表（別記第2号様式）
- (4) 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書、確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し
- (5) その他知事から提出を求められた書類

2 リーディング育成企業は、集中支援期間終了の翌事業年度から認定期間終了の事業年度までの間、各事業年度に係る前項に掲げる書類のうち（２）を除いたものを、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日までに知事に提出しなければならない。

3 リーディング育成企業は、認定の日より前に終了する事業年度に係る決算が、申請日以後に確定したときは、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日と認定の日から1月を経過する日のいずれか遅い日までにその事業年度に係る第1項第1号及び第3号から第5号に規定する書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第20条 知事は、必要があると認めるときは、リーディング育成企業等に対し、リーディング企業成長計画書の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

（認定の取消し及び変更）

第21条 知事は、リーディング育成企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、リーディング育成企業等の認定を取消すことができる。

- （1） 第3条（第1号から第5号までに限る。）の規定による要件を欠くに至ったとき
- （2） 虚偽の申請により認定を受けたとき
- （3） リーディング育成企業等としてふさわしくない行為があったとき
- （4） リーディング企業への成長見込みが極めて低くなったとき
- （5） 事業活動を中止又は廃止したとき
- （6） 支援への協力がなされず、当該事業の実施に大きな支障が生じたとき

（雑則）

第22条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月27日改正）

（施行期日）

1 この要項は、平成22年5月27日から施行する。

附 則（平成22年7月5日改正）

（施行期日）

1 この要項は、平成22年7月5日から施行する。

附 則（平成23年2月16日改正）

（施行期日）

1 この要項は、平成23年2月16日から施行する。

附 則（平成23年9月9日改正）

（施行期日）

1 この要項は、平成23年9月9日から施行する。

附 則（平成25年10月1日改正）

(施行期日)

1 この要項は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年(2020年)6月2日改正)

(施行期日)

1 この要項は、令和2年(2020年)6月2日から施行する。

(認定の有効期間の取扱い)

2 第14条について、令和2年(2020年)6月1日以前に認定されたリーディング育成企業等にも適用するものとする。

附 則 (令和3年(2021年)3月22日改正)

(施行期日)

1 この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

(集中支援期間が終了した企業の定期報告の取扱い)

2 第19条第2項の定期報告は、令和3年(2021年)4月1日以降に集中支援期間が終了するリーディング育成企業から適用する。